

司法書士法人の手引 第 4 版

令和 5 年 3 月 31 日
日本司法書士会連合会

改訂にあたって

今般の改訂は、以下の方針に従って行いました。

- 1 令和2年8月1日施行の改正司法書士法により、懲戒権者が法務大臣となり懲戒手続が全国で均一な取扱いとなったこと、社員が一人のいわゆる一人法人が認められたこと等に
伴い、関連部分を変更するとともに、関係法令等を精査し、司法書士法人の設立・運営に必要な最低限の解説を行うこと。
- 2 令和元年の改正会社法及び関係法律の整備法の一部施行（令和4年9月1日施行部分）により、司法書士法第58条第4項及び第5項が改正され、また、関係法律の規定に基づき、
組合等登記令が一部改正され、従たる事務所の登記が廃止されたこと、併せて司法書士法人
の登録事務も変更がなされたことに伴い、関連部分を変更、削除等行うこと。
- 3 日司連への報告・届出関係に必要な書式及び関係書類を現状に合わせ、資料としての利便
性を向上させること。

司法書士法人制度を利用しようとする会員各位が本手引を有効に活用していただければ幸甚です。

令和5年3月31日

日司連司法書士執務調査室執務部会

司法書士法人の手引 目次

第1	司法書士法人制度の概要と特性	5
1	概要	5
2	特性	5
3	司法書士法人の概要	6
第2	司法書士法人の設立	7
1	司法書士法人設立の流れ	7
2	定款の作成	8
3	設立登記	8
4	司法書士会への入会・届出	8
5	定款変更などの届出	9
第3	司法書士法人の社員	11
1	社員の資格	11
2	社員の責任	11
3	社員の競業の禁止	12
4	社員の加入・脱退	13
第4	司法書士法人の業務	14
1	業務範囲	14
2	社員の常駐義務	14
3	業務執行権と代表権	14
4	簡裁訴訟代理等関係業務	14
5	担当司法書士の指定	15
6	業務の制限	15
7	守秘義務	15
8	使用人司法書士の業務	16
9	職務上等請求書の使用	16
10	領収証	17
11	法テラスとの契約	17
12	成年後見業務	17
第5	司法書士法人の会員としての権利義務	20
1	各種届出義務	20
2	入会金・会費（会則別紙第1）	20
3	選挙権・被選挙権等	20
第6	司法書士法人の解散・清算・合併	21
1	解散	21
2	清算	21
3	合併	22
4	司法書士会等への届出	23
5	清算人等の競業の禁止	24
第7	司法書士法人の懲戒	26
1	懲戒の種類	26
2	懲戒処分に付された法人と清算結了	26
第8	司法書士法人への罰則	27
1	司法書士法人の社員又は清算人についての過料	27
2	両罰規定	27
第9	参考資料	28
	参考資料1 司法書士法人Q&A	28

参考資料2 司法書士法人届出に関する一覧表..... 43

【凡例】

法令等の略記

〔表記例〕

司法書士法第22条第3項第1号 → 法22③一

〔法令等の主な略語〕

会社 ⇒ 会社法

法 ⇒ 司法書士法

規則 ⇒ 司法書士法施行規則

会則 ⇒ 司法書士会会則基準

倫理 ⇒ 司法書士倫理（※司法書士行為規範へ改正・令和5年4月1日施行）

組令 ⇒ 組合等登記令

弁 ⇒ 弁護士法

令和元年改正法

⇒ 改正司法書士法（令和元年法律第29号・令和2年8月1日施行）

〔参考文献の略記〕

『注釈司法書士法（第四版）』小林昭彦・河合芳光・村松秀樹著（テイハン 2022年）

⇒ 注釈IV

〔組織の略記〕

日司連 ⇒ 日本司法書士会連合会

リーガルサポート ⇒ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

法テラス ⇒ 日本司法支援センター

第1 司法書士法人制度の概要と特性

1 概要

従来の司法書士による共同事務所は、個人事務所の集合体であるため、①依頼者との委任契約の主体が明らかでなく、②万一、受任した司法書士に事故があった場合、当該事件を他の司法書士に引き継がなければならず、③さらには事務所の資産の所有関係、事務所の賃貸借、従業員の雇用契約等が問題とされていた。

司法書士事務所の法人化はこれらの問題に対応するため、また、利用者の複雑多様かつ高度なニーズに応えるとともに、継続かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化など、依頼者の利便性の向上に寄与することを目的として、平成14年の司法書士法改正により創設された制度である。

令和元年改正法により、一人法人が認められたことから、法人運営に関する多様なニーズにも、一層応えることができることとなった。

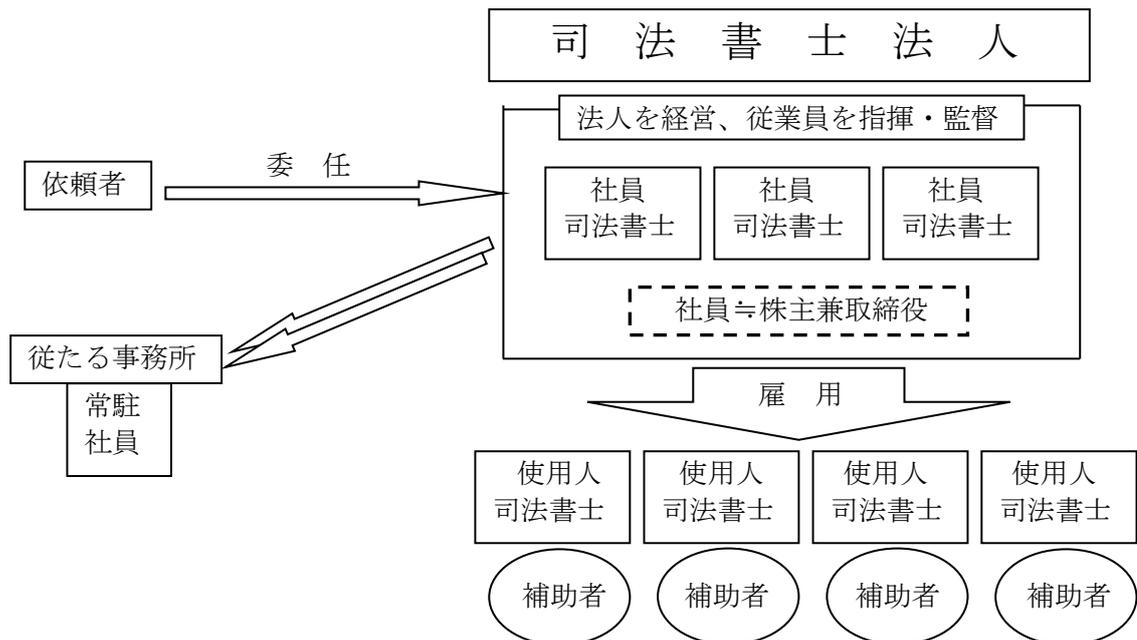
2 特性

司法書士法人は、司法書士だけを社員とする法人である。法人化により前述の問題に対応することが可能となったほか、次のようなメリットがあるとされている。

- (1) 複数の資格者が結集した法人組織として業務を取り扱うことにより、業務の共同化が図られ、その結果、業務の分業化・専門化が進み、多様化する国民の需要に対し質の高いサービスを提供することが可能となる。
- (2) 法人が受任契約の主体となることから、司法書士個人が病気や事故等により欠けた場合でも、法人によって継続して受任事務が処理されるため、依頼者に安定したサービスを提供することができる。ただし、社員一人の場合には、(4)①のとおり留意すべき事項がある。
併せて、第4の4を参照されたい。
- (3) 法人格が認められるので、法人名義で財産の取得や借入等を行うことができ、事務所経営の基盤を強化することが可能となる。また、個人財産と法人財産が峻別されるため、業務に関する財産関係が明確になる。
- (4) 司法書士過疎地域・登記所廃庁地域等への安定した司法書士による法的サービスの提供が可能となる。
一方、その特性から次の点には留意しておく必要がある。
 - ① 社員が欠けた場合には法人の存続が認められていないことから、設立後、何らかの原因で社員が欠けた場合には存続することができず、解散となるため、清算手続をとることになる。なお、社員の死亡により社員が欠けた場合に限り、その後に継続することが認められる。
 - ② 社員には競業の禁止が課せられていることから、成年後見制度を利用する際などにおいて社員の自由な活動が制限される場合がある。

3 司法書士法人の概要

司法書士法人の概要を図にすると次のとおりである。



- (1) 司法書士法人は、その名称中に「司法書士法人」という文字を使用することが義務付けられている（法27）。
- (2) 司法書士法人の社員は、司法書士会の会員である司法書士に限定される（法28①・②三）。
- (3) 司法書士法人は、法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行う。その他、定款に定めることにより、①成年後見人その他の規則第31条に規定された業務（以下「規則31条業務」という。）の全部又は一部の業務（法29①一）と、②簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる（法29①二）。
- (4) 司法書士法人の社員は、原則として、全社員が業務執行権を有し、業務執行義務を負うが（法36①）、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における当該業務については、特定社員（法第3条第2項に規定する司法書士である社員）のみが業務執行する権利を有し義務を負う（法36②）。
- (5) 司法書士法人の社員は、原則として各自が代表権を有する。ただし、定款の定め又は総社員の同意により、社員のうち特に司法書士法人を代表すべき者を定めることができる（法37①）。
また、簡裁訴訟代理等関係業務についての代表権は、原則、各特定社員に限定される。ただし、特定社員全員の同意によって、簡裁訴訟代理等関係業務について代表すべきものを定めることができる（法37②）。
- (6) 司法書士法人の社員は、司法書士法人の業務との競業が禁止されることから、個人として当該法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできず、他の司法書士法人の社員となることも許されない（法42①）。また、使用人である司法書士（以下「使用人司法書士」という。）が他の司法書士法人の社員となることも、他の司法書士法人の社員として法第42条第1項の適用を受けるため、競業禁止の観点から禁止されている（注釈IV371頁）。
- (7) 司法書士法人は、成立（設立登記）と同時に主たる事務所の所在地の司法書士会の法人会員となる（法58①）。所属する司法書士会の管轄区域外に従たる事務所を設け、又は移転したときも、主たる事務所の所在地においてその登記をしたときから、従たる事務所の所在地に設立された司法書士会の会員になる（法58④）。

2 定款の作成

(1) 絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項は、次のとおりである（法32③一～五）。

① 目的

目的の記載は、その内容を具体的に記載する必要がある。

なお、簡裁訴訟代理等関係業務については、特定社員がいない場合であっても目的としては定めることは可能である。

② 名称

③ 主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地

④ 社員の氏名、住所及び法第3条第2項に規定する司法書士か否かの別

⑤ 社員の出資に関する事項

司法書士法人には、最低資本金を要求する法的な定めはない。

司法書士法人の社員には出資が義務付けられており、出資の目的（金銭に限らず、その他の財産、労務、信用でも差し支えない。）及び価格又は評価の基準、未履行のものについては出資の時期及び履行の程度を記載しなければならない（法46②、会社582、611①）。

なお、司法書士法人に対する社員の持分の払戻請求権は、相続の対象となる。

(2) 相対的記載事項

定款の相対的記載事項の主なものは次のとおりである。

① 損益分配の割合（法46②、会社622）

② 代表権（法37①ただし書）

③ 社員の脱退の理由（法43二）

④ 解散理由（法44①一）

⑤ 解散の場合の法人財産の処分方法（法46③、会社668①）

⑥ 定款変更に関する定め（法35①）

(3) 任意的記載事項

定款の任意的記載事項の主なものは次のとおりである。

① 準備金に関する事項

② 公告方法

③ 事業年度

3 設立登記

司法書士法人は、定款が認証されると、設立に必要な手続の一切が終了したこととなり、その日から2週間以内に主たる事務所の所在地において登記を申請しなければならない（組令2①・②別表）。司法書士法人は、設立登記により成立する（法33）。

4 司法書士会への入会・届出

司法書士法人は、法令の規定に基づく各種届出のほか、日司連会則及び所属する司法書士会の会則に基づく各種の届出をしなければならない。また、司法書士会に入会した法人会員は、印鑑（職印。規則21・37）を届け出なければならない。

これは、司法書士会への業務報告書等の各種届出書への押印や、戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書への押印が必要となるためである。

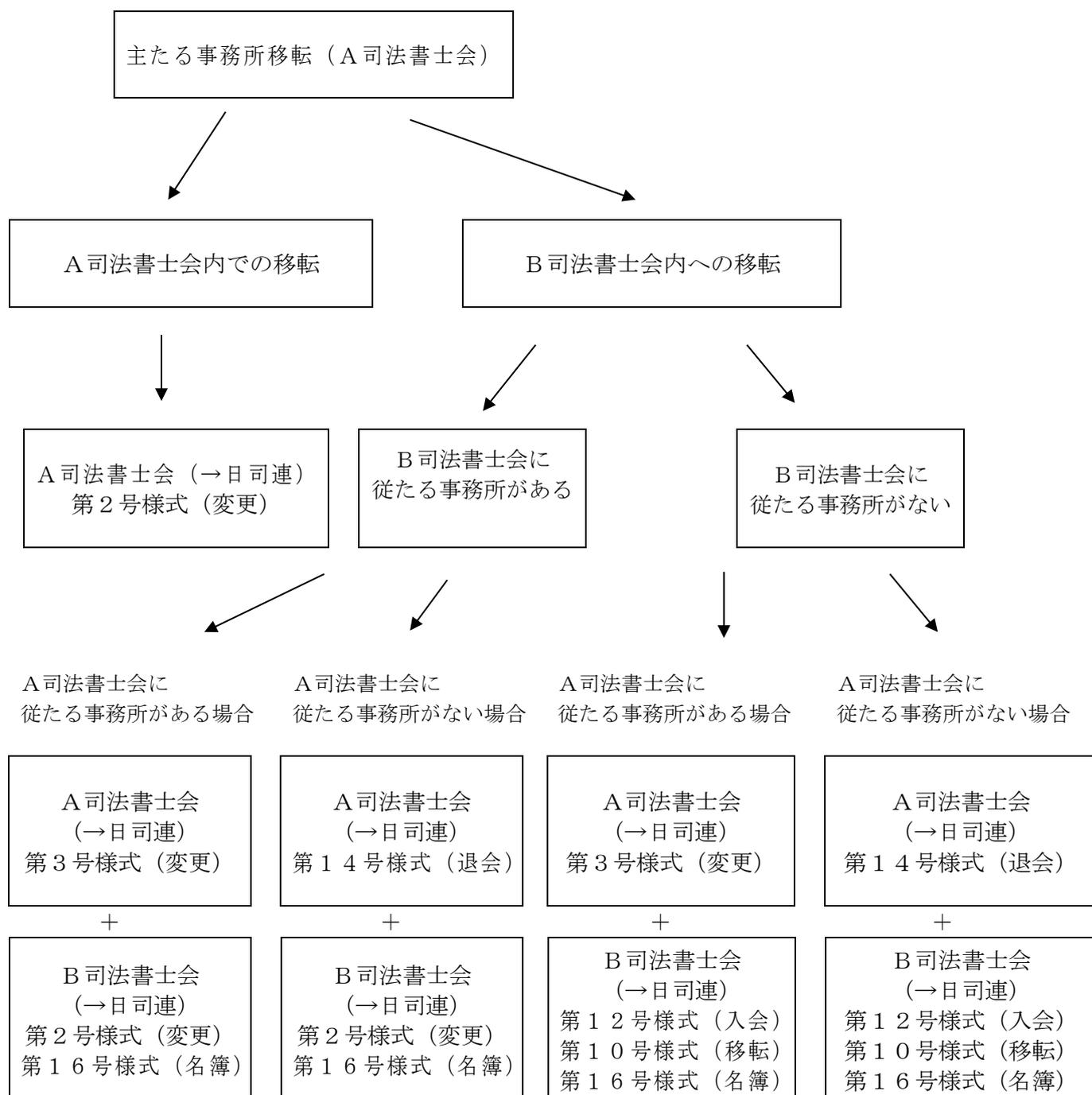
5 定款変更などの届出

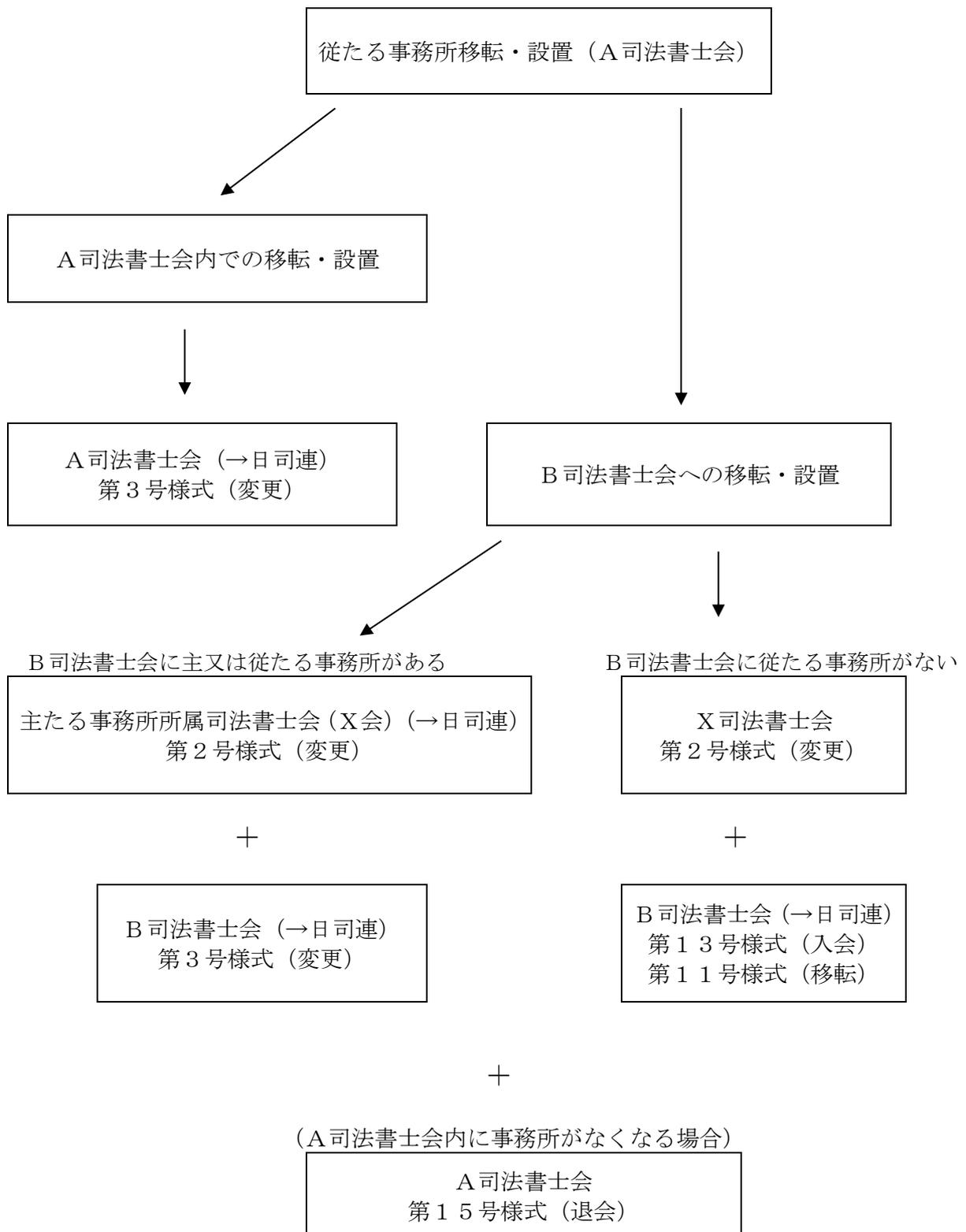
次の場合は、主たる事務所の所在地の司法書士会を経由して日司連に届け出なければならない。

- (1) 社員、使用人司法書士の登録事項に変更があった場合 (第2号様式)
- (2) 定款に変更があった場合 (第2号様式)
- (3) 司法書士法人の届出事項に変更があった場合 (第2号様式)
- (4) 解散した場合 (第4号様式)
- (5) 合併した場合 (第6号様式)
- (6) 清算終了した場合 (第8号様式)
- (7) 継続した場合 (第2号様式)

※ただし、令和元年改正法附則第2条による届出は別途様式あり

なお、主たる事務所の移転、従たる事務所の移転・設置に関する届出先及び様式は次のとおりとなる（従たる事務所が複数ある場合は、各司法書士会への届出が必要）。





第3 司法書士法人の社員

1 社員の資格

社員は、司法書士会の会員である司法書士でなければならない（法28①・②三）。

なお、次の事由に該当している者は、社員となることができない（法28②）。

- (1) 業務停止（法47二）の期間を経過しない者。
- (2) 司法書士法人が解散又は業務の全部の停止処分を受けた場合（法48①二・三）において、その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者で、処分の日から3年（業務の全部の停止の処分を受けた場合は、当該停止の期間）を経過しないもの。
- (3) 他の司法書士法人の社員である者（法42①）。

また、簡裁訴訟代理等関係業務を行うためには、次の要件が必要となる。

- ① 社員の中に、特定社員がいること（法29②）。

使用人司法書士が、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者であったとしても、特定社員がいなければ簡裁訴訟代理等関係業務を行うことはできない。

- ② 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とすることを定款で定めること（法29①二）。

社員の中に、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる社員がいたとしても、当然に司法書士法人として簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができることにはならず、定款で定めることが必要となる（注釈IV300頁）。

ただし、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる社員がいない司法書士法人であっても、社員が将来簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる社員となることを見込んで、又は簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士を社員として加入させることを前提に、目的として定めることはできる。

- ③ 特定社員が常駐していること（法40）。

複数の事務所を有する司法書士法人の場合、特定社員の常駐しない事務所においては、使用人司法書士が、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士会の会員であったとしても、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことはできない。

2 社員の責任

司法書士法人は、司法書士のみが社員となり司法書士業務を行う法人であり、社員の人的信用を基礎としており、司法書士法人の債務については社員である司法書士が補充的に連帯無限責任を負うとされている。ただし、簡裁訴訟代理等関係業務に関して負担することとなった債務については、特定社員のみが連帯無限責任を負うこととなる。なお、新たに社員となった者は、加入前の債務についても責任を負うとされている（法46②、会社605）。

(1) 一般の債務

① 原則

司法書士法人の一般的業務に関する債務（簡裁訴訟代理等関係業務を除くすべての業務に関する債務だけでなく、事務所の賃料・従業員の給与等を含む）については、当該司法書士法人の財産をもってその債務を完済することができないとき等には、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う（法38①・②）。

② 脱退した社員の責任

脱退した社員は、主たる事務所の所在地において脱退の登記をする前に生じた司法書士法人の債務について従前の責任の範囲内で責任を負うが、主たる事務所において脱退の登記後2年以内に請求の予告をしない司法書士法人の債権者に対しては、登記後2年を経過した時に当該責任が消滅する（法38条⑥、会社612）。

(2) 簡裁訴訟代理等関係業務に関する債務

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が、簡裁訴訟代理等関係業務に関して依頼者に負担することとなった債務について、司法書士法人の財産をもってその債務を完済することができないとき等には、特定社員のみが連帯して無限責任を負う（法38④・⑤）。

一般の債務と違い、脱退した特定社員は、その債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明したときは、当該責任を負わないとされているが（法38④ただし書）、単に脱退したという事由だけでは免責されず、脱退の登記後2年を経過した場合も、それによって免責されるわけではない。

責任の有無については次表を参照されたい。

	脱退登記前に生じた債務	脱退登記後の債務	消滅期間
一般の債務	○責任あり	×責任なし	脱退登記後原則2年
簡裁代理に関する債務	○責任あり	○責任あり	法人債務の消滅まで
	脱退後の事由により生じた債務であることを証明すれば免責		

(3) 司法書士法人が解散した場合

司法書士法人が解散した場合における社員の責任は、当該法人の解散の登記をした後5年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、解散の登記後5年を経過した時に消滅する。ただし、この期間の経過後であっても、社員に分配していない残余財産があるときには、債権者は、当該司法書士法人に対して弁済を請求することができる（法46、会社673）。

3 社員の競業の禁止

司法書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできず、他の司法書士法人の社員となることもできない（法42①）。また、他の社員全員の同意があったとしても、定款において定めたとしても競業の禁止を免れることはできない（法46②、会社594①不準用）。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的としない司法書士法人の社員が、簡裁訴訟代理等関係業務を司法書士として行うことができるか否かについては、否定的に考えられており、社員中に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる社員がいる場合には、当該社員の簡裁訴訟代理等関係業務を定款の定めにより禁止することが望ましく、使用人司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる場合でも、当該使用人司法書士が相手方から受任している事件については司法書士法人が業務を行うことができなくなる（法41①二）ことから、雇用契約等で禁止することが望ましいと考える。

規則31条業務、例えば「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務」を行うことを目的とする司法書士法人の社員は、当該司法書士法人が成年後見人等に就任していても、自然人の司法書士として成年後見人等に就任してその業務を行うことは競業の禁止に該当すると考えられる。

併せて、第4の12を参照されたい。

4 社員の加入・脱退

(1) 社員の加入

司法書士法人は、新たに社員が加入する場合は、定款変更にあたるので総社員の同意が必要である（法32③、35①）。

また、新たに加入した社員は、加入前に生じた債務についても責任を負うことになる（法46②、会社605）。

(2) 社員の脱退

司法書士法人の社員は、定款に存立時期の定めのないとき、又はある社員の終身の間法人が存続する旨の定めのあるときは、6か月前に予告して、法人の事業年度の終わりに脱退することができる。ただし、やむを得ない事情があるときは、いつでも脱退することができる。なお、それらは定款で別段の定めをすることもできる（法46②、会社606）。

法定脱退事由は、次のとおりである（法43）。

- ① 司法書士の登録の取消
- ② 定款で定める事由の発生
- ③ 総社員の同意
- ④ 法第28条第2項各号への該当
- ⑤ 除名

会費未納により退会したとみなされた会員（会則14）は、社員である資格を失うことになるので、司法書士法人から脱退することとなる。

第4 司法書士法人の業務

司法書士法人設立前に個人で受託していた業務は、司法書士法人に移行するのが原則である。その場合、個人として辞任し、司法書士法人として改めて受任することになる。

なお、第4の12を参照されたい。

1 業務範囲

司法書士法人の業務範囲は、以下のとおりである（法29）。ただし、業務の受託に関しては制限される場合があるので注意を要する（法22）。

- (1) 法第3条第1項第1号から第5号までの業務（必須）
- (2) 規則第31条に規定された業務（任意）
- (3) 簡裁訴訟代理等関係業務（任意）

2 社員の常駐義務

司法書士法人は、事務所（主たる事務所及び従たる事務所。以下同じ。）に当該事務所の所在地の司法書士会会員である社員を常駐させなければならない（法39）。司法書士法人と雇用契約を締結した使用人司法書士が常駐しているだけでは足りず、一人法人の場合、従たる事務所を設置することはできない。

「常駐」とは、社員が、業務活動の本拠となる事務所において、反復継続して執務を行い、当該事務所に勤務する補助者等を日常的に指揮・監督し、事務所の所在地の司法書士会からの連絡も遅滞なく伝わる等の基準を満たしていることを要するものと考えられる。

3 業務執行権と代表権

簡裁訴訟代理等関係業務を除く業務全般については、司法書士法人の社員が原則として各自司法書士法人を代表する（法37①本文）。また、司法書士法人の社員は、全員が業務執行権を有する（法36①）。

簡裁訴訟代理等関係業務についての業務執行権は、特定社員のみ限定されているため（法36②）、簡裁訴訟代理等関係業務についての代表権も特定社員のみ限定されている（法37②）。

司法書士法人は、定款の定め又は総社員の同意によって、社員のうち司法書士法人を代表すべき者を定めることができる（法37①ただし書）。代表権を一部の社員に限ることにより、司法書士法人における対外的な活動を統一的に行うことを認める趣旨である。なお、弁護士法人においては定款に定めることにより出資をするものの業務執行権を有しない社員の存在を認めているが（弁30の12）、司法書士法人については同趣旨の規定はない。

4 簡裁訴訟代理等関係業務

司法書士法人は、定款に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする定めがあり、かつ、特定社員の常駐している事務所においてのみ、簡裁訴訟代理等関係業務を受任することができる（法29）。当該司法書士法人の使用人司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士であったとしても、特定社員が常駐しない事務所では簡裁訴訟代理等関係業務を行うことはできない（法40）。

司法書士法人が簡裁訴訟代理等関係業務を行うといっても、司法書士法人が訴訟上の代理人となることは想定されておらず、実際の代理人は、当該事務を担当する司法書士（以下「担当司法書士」という。）が行うこととされている。

司法書士法人と依頼者は委任契約の受任者と委任者という関係に立ち、司法書士法人は、依頼者に対して、担当司法書士に適正にその事務を行わせる義務を負う。したがって、担当司法書士が委任の本旨に従った事務遂行を行わずに損害を発生させた場合には、原則として、受任者たる司法書士法人が債務不履行の責任を負う（法30②）。これに対し、不法行為責任については、一般法理に従い民法第715条等によって処理されることになる。

5 担当司法書士の指定

前述のとおり、現行の民事訴訟法等においては、訴訟代理人等が自然人であることを前提として手続が構築されていると考えられることから、司法書士法人自体が訴訟代理人等になることは想定されていない。そのため、自然人である特定社員が訴訟代理人等になる必要がある。

司法書士法においては、司法書士法人は依頼者から簡裁訴訟代理等関係業務を担当司法書士に行わせる事務の委託を受けるものと規定し、依頼者が担当司法書士を選任して代理人とすると規定している（法30①）。

つまり、委任契約自体は、司法書士法人と依頼者の間で締結され、依頼者から代理人として選任された担当司法書士は、依頼者との契約の当事者にはならないが、訴訟代理権等は、依頼者から担当司法書士に直接授与されることになる。したがって、担当司法書士の訴訟行為は依頼者に直接効果が生じ、また、訴訟代理権の授与を内容とする訴訟委任状は依頼者が担当司法書士を訴訟代理人等として表示して作成することになる。

以上から、訴訟代理権を授与された担当司法書士が、司法書士法人を脱退又は雇用関係を解消した場合でもその訴訟代理権は直ちに消滅するものではないと考えられる。したがって、司法書士法人から脱退又は雇用関係を解消した担当司法書士の訴訟代理人の地位を消滅させるためには、依頼者が当該担当司法書士を解任することを要し、その旨を相手方、関係機関等に通知する必要がある。担当司法書士が解任された場合には、司法書士法人としては新たな訴訟代理人の選任がなされないと受任事務を遂行することができないため、依頼者に対し、別の社員又は使用人司法書士に代理権を授与するよう求めることができると考えられる。

なお、司法書士法人は、依頼者との委任契約によって、特定社員等以外の外部の簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる司法書士にその事務を復代理させることができる。ただし、定款によってこれを禁止することもできる（法37⑤）。

これに対し、不動産登記手続等は代理人が自然人であることを前提に構築されているわけではないので、司法書士法人は登記手続の代理等の業務について当然にその申請代理人になる。

6 業務の制限

司法書士法人は、当事者の利益の擁護、司法書士法人の職務の公正の確保による信用の保持、司法書士法人の品位の保持等のため、裁判書類作成関係業務又は簡裁訴訟代理等関係業務に関する事件のうち特定の事件に関して業務を行うことができないとされている（法41）。

これら特定の事件に関する業務の制限は司法書士法人全体に対するものであり、司法書士法人が主たる事務所で受任した事件については、従たる事務所でも受任することができず、一つの従たる事務所を受任した事件については、主たる事務所はもちろん、他の従たる事務所においても受任することができない。

なお、業務の制限については、倫理を遵守して、これに反することのないよう厳重な注意が必要である。

7 守秘義務

司法書士は、個人として法第24条に規定する秘密保持義務を負っており、司法書士法人の社員又は使用人司法書士となった場合においても何ら影響を受けるものではない。

一方、司法書士が雇用する事務所職員等の補助者については、司法書士法の射程外であるため、これらの者の守秘義務に関する規定は、司法書士法にも、同法施行規則にも置かれていない。しかし、司法書士には補助者等に対する使用者責任があるため、補助者にその業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にするよう注意しなければならず（会則101①）、また、正当な事由がある場合でなければ、業務上取扱った事件について知ることのできた秘密を、補助者若しくは使用人又は他の従業員が他に漏らさない

よう指導しなければならない(会則101②)とされている。この注意義務を怠ったため、補助者が依頼人に損害を与えたときは、その責を負わなければならない(会則101③)、補助者等が在職中は当然のこと、辞めた後も秘密を漏らさないよう十分に指導及び監督を厳正に行う必要がある。これらの義務は司法書士法人にも当然に課せられており(法23、46①)、司法書士法人がこれに違反した場合には懲戒処分の対象となる。

8 使用人司法書士の業務

司法書士法人の使用人司法書士は、業務執行権を有していないので、社員である司法書士が常駐する事務所でなければ業務を行うことができない。

使用人司法書士の業務については、その他の制限はなく、司法書士法人と個々の使用人司法書士との雇用契約の内容によることとなる。使用人司法書士に対しては法第42条において競業の禁止が課せられていないので、雇用契約で明確にしておくことが望ましいものとする。簡裁訴訟代理等関係業務、成年後見業務及び財産管理業務を行う使用人司法書士については、依頼者との間に深刻な利益相反が生じるおそれがあることから、特に注意が必要である。

また、使用人司法書士が現に勤務する司法書士法人の事務所以外の場所を事務所とすることは、複数事務所設置禁止の規定(規則19)に抵触することになると考えられる。

9 職務上等請求書の使用

戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書(1号及び2号様式共に)は、司法書士法人の事務所ごとに当該事務所の所属司法書士会から購入する。

司法書士法人の設立後の法人社員は、次に掲げる業務を行う場合を除き、個人として交付を受けた戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書を使用することはできず、司法書士法人が別途所属司法書士会から交付を受けたものを使用しなければならない。

したがって、司法書士法人の設立登記の申請中は、当該司法書士法人として職務上等請求書による請求ができない。

(1) 簡裁訴訟代理等関係業務のうち法第3条第1項第6号に規定するもの

(2) 規則31条業務のうち、司法書士法人の定款で定めた目的に含まれないものであって、個人で受任したもの

なお、職務上請求については、日司連が発行している「司法書士のための戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求の手引き」の最新版を参考に適切に行うことが求められる。

◎コラム【司法書士法人の職務上請求と社員】

司法書士の職務上請求は、「戸籍法及び戸籍法施行規則の改正に伴う戸籍事務の取扱いに関する通達」(平成22年5月6日法務省民一第1080号通達により改正された平成20年4月7日法務省民一第1000号通達を指す。)に従って運用されている。

同通達では、「受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合」とは、弁護士等が特定の依頼者からその資格に基づいて処理すべき事件又は事務の委任を受けて、当該事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合をいう。資格者法人がそのような事件又は事務の委任を受けた場合において、当該資格者法人に所属する弁護士等(資格者法人を除く。)が当該事件又は事務に関する業務を遂行するために戸籍謄本等の交付の請求をするときも、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。」(第一4(1))とされているので、その適用場面を考えてみたい。

上記通達は、資格者法人が受任した事件又は事務に関する業務を遂行するにあたり、当該法人が交付を受けた職務上請求書をその所属する弁護士等に使用させることを認めるかのような規定ぶりである。もしそうであるなら、上記通達は、業務を担当する社員が、個人として、当該法人が受任した業務を遂行する正当な権限を有している場合を想定しているということになる。

司法書士法人が受任した業務(簡裁訴訟等関係業務を除く。)については、法人が業務

を遂行するとされていること、社員が競業避止義務（司法書士法第42条第1項）を負っていることから、社員は、法人の執行機関として業務を遂行しなければならない。したがって、司法書士法人は、受任した事件を遂行する場合において、当該法人が交付を受けた職務上請求書を社員が個人として使用することを許容できないし、社員が交付を受けた職務上請求書を当該法人の名において使用することもできない。

ところが、簡裁訴訟代理等関係業務については、司法書士法人がこれを受任した場合、社員等にその業務を行わせる事務の委託を受けるものとされており、「訴訟代理権は、依頼者から、担当司法書士に直接授与される」（注釈IV303頁）とされている。つまり、簡裁訴訟代理等関係業務においては、「受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合」は、法人が受任した事件に関する業務を現実に遂行している担当司法書士個人にのみ生じることになる。そこで、簡裁訴訟代理等関係業務を遂行するために使用する職務上請求書は、担当司法書士が交付を受けたものを使用することとされているのである（Q&A48を参照）。

以上から、上記通達が想定するような、司法書士法人が交付を受けた職務上請求書を社員が個人の名で使用する場面は、現時点においては生じないと考えざるを得ない。

蛇足であるが、弁護士法人にあっては、競業避止義務が解除される場合があること（弁30条の19第2項）、指定社員の制度があること（弁第30条の14）により、司法書士法人とは異なる状況が生じ得ることから、上記通達の書きぶりになったものと考えられる。

10 領収証

司法書士法人が依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副2通を作成し、正本はこれに記名し法人の職印を押印して依頼者に交付し、副本は作成の日から3年間保存しなければならない（規則29①、37）。

司法書士法人が受領する報酬等は、個人会員の場合と異なり、源泉所得税の徴収を行う必要はない。また、領収証は、印紙税法の適用を受けるため、原則として課税文書となり（印紙税法第5条別表1の17）、収入印紙の貼付が必要となる。

なお、Q&A Q50を参照されたい。

11 法テラスとの契約

司法書士が民事法律扶助の業務に携わろうとするときは、法テラスとの間でセンター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約又は受託予定者契約を締結しなければならないが、これは司法書士法人においても同様である。

なお、詳細については、各法テラス地方事務所に確認されたい。

12 成年後見業務

司法書士法人が成年後見業務を行うには、その定款の目的に「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務」を規定する必要がある（法32③一、規則31②）。

次の場合は競業の禁止に違反することになるので（法42①）、これを回避するための手立てを講じなければならない。

- (1) 成年後見人等に就任している司法書士が社員となって新たに成年後見業務を行うことを目的とする法人を設立したとき。
- (2) 成年後見人等に就任している司法書士が成年後見業務を行うことを目的とする司法書士法人の社員となる時。
- (3) 成年後見人等に就任している社員がいる成年後見業務を目的としない司法書士法人が、成年後見業務を行うことを目的とする定款変更をしたとき。

具体的には、それが法定後見の事件であれば、家庭裁判所に成年後見人等の辞任及び

選任の申立てを行い、成年後見人等を司法書士法人とする必要がある。また、任意後見の場合には定款の目的に「・・・業務（任意後見契約の受任者又はその監督人の業務にあっては、当法人の各社員個人が本法人成立前又は入社前から契約を締結していた業務を除く。）」等の記載をして、従来から受任していた任意後見人としての業務を継続して司法書士個人として行うことも可能であるとして実務上運用されている。

なお、リーガルサポートへの入会及び後見人等候補者名簿への掲載を希望する場合には、その要件について注意が必要である。

詳細は、リーガルサポートに確認されたい（リーガルサポートのホームページ、<https://www.legal-support.or.jp/>）。

◎コラム【規則31条業務と社員の競業禁止】

司法書士法第42条第1項は、他の社員の同意による競業禁止の解除を認めていない。この趣旨は、司法書士法人の内部的な利益保護を目的とするものではないので、特段の事情がない限り、例外を認めるのは相当ではないからであると解されている（注釈IV371頁）。

そして、そのことから、成年後見人に就任している司法書士が司法書士法人の社員となった場合には、「司法書士が特定の司法書士法人の社員となる前に受任していた業務についても、当該法人の社員となった後、司法書士法第42条第1項の要件を満たした場合には、競業避止義務の対象となる」とされている（平成21年3月23日法務省民二第727号回答）。

そうであるにもかかわらず、任意後見の場合には、定款の目的に「・・・業務（任意後見契約の受任者又はその監督人の業務にあっては、当法人の各社員個人が本法人成立前又は入社前から契約を締結していた業務を除く。）」等の記載をすれば、当該司法書士は、従来から受任していた任意後見人としての業務を司法書士個人として継続して行うことが可能であるとして実務上運用されている。

ここでは、上記のような違いがなぜ生じるのか、その根拠について検討することで、規則31条業務における競業禁止について考えてみたい。

① 法人の行為能力と定款の定め任意性

司法書士法人が規則31条業務の全部又は一部を行うか否かは任意であるから、当該法人は、その目的としての業務の範囲を自由に定めることができる。そして、当該法人は、その定めた業務の範囲においてのみ行為能力を有する。

この司法書士法人の目的を定める自由は、時間軸によって区分される業務の範囲にも及ぶとは考えられないだろうか。そして、その定めが合理的であれば、時間軸によって区分された目的の範囲外の業務については当該法人の行為能力は及ばないことから、当該法人と当該社員との競業関係は生じないと考えられないだろうか。

このような考え方に立てば、前述した任意後見における取扱いは、司法書士法人の時間軸によって区分された合理的な業務の範囲の一例を示したものと理解することになる。

そして、このような考え方に立って業務範囲を定めることにより、社員が社員となる前に受任した規則31条業務を継続して行うか、所属する司法書士法人の業務とするかの選択ができ、本人や依頼者との関係性を考慮した業務遂行が可能となると思われるが、いかがだろうか。

② 競業の禁止と解除

法が社員の競業の禁止に例外を設けていないのに対し、弁護士法第30条の19第2項は他の社員の同意をもって競業禁止が解除されることを認めており、その理由は「弁護士が取り扱う業務は多岐にわたり、中には非常に高度の専門性を要するものや、事件の性質上依頼者との個人的信頼関係を有する弁護士でないとは処理できないものなども含まれているため、社員の個人受任を認めるべき必要性が高い」からだとされている（日本弁護士連合会調査室「条解弁護士法（第5版）」299頁（弘文堂））。

確かに、任意後見業務は、事件の性質上、本人との個人的信頼関係を前提として行われるものである。しかし、社員が後見人、保佐人又は補助人に就任する場合においても、その選任の際には本人との個人的信頼関係があれば選任に際して十分考慮されるであろうし、ま

た、選任された後に個人的信頼関係が構築される場合も多いものと思われる。そうすると、後見のような依頼者と個人の信頼関係を重視すべきタイプの業務においては、その事情によるところが大きいものの、社員の競業禁止を解除して、社員個人の受任を認めても良さそうである。

ところが、仮にそうだととしても、上記回答のとおり、社員となった後には競業が禁止される以上、解釈論で一律に解除されるとするには無理があると言わざるを得ないだろう。

司法書士法人と弁護士法人における社員の競業禁止の取扱いが異なる根拠は明確でなく、司法書士法人においても「非常に高度の専門性を要するものや、事件の性質上依頼者との個人的信頼関係を有する『司法書士』でないと処理できないものなども含まれている」と考えられることから、やはり、弁護士法人のように立法的解決がなされるべきものであろう。日司連においてその検討は既に始まっているとのことであるから、動向を注視していただきたい。

第5 司法書士法人の会員としての権利義務

1 各種届出義務

司法書士法人は、その成立時に、主たる事務所の所在地の司法書士会会員となる（法58①）。また、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に従たる事務所を設置した場合も、主たる事務所の所在地においてその旨の登記をしたときに従たる事務所の所在地の司法書士会会員となる（法58④）。

例えば、主たる事務所の所在地がA司法書士会の区域内にあり、従たる事務所がB司法書士会の区域内にあるときは、同一司法書士法人であっても、主たる事務所はA司法書士会の会員に、従たる事務所はB司法書士会の会員となり、それぞれの司法書士会の会則の遵守義務を負うこととなる（法23、46①）。



入会の手続としては、主たる事務所は、法人の設立登記後、2週間以内に日司連の定める様式により主たる事務所の所在地の司法書士会に入会届、成立届を添付書類と共に提出して行い（会則7）、従たる事務所は、設置登記後、当該従たる事務所に常駐する社員が、日司連の定める様式により当該従たる事務所の所在地の司法書士会に入会届を添付書類と共に提出して行う（会則8）。

定款変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出なければならない（法35②）。

その他届出としては、届出事項変更届、主たる事務所・従たる事務所移転届、退会届、解散届、合併届、清算終了届、継続届などがある。

2 入会金・会費（会則別紙第1）

司法書士法人は、所属する司法書士会会則において定める入会金及び会費を負担しなければならない。つまり、個人会員としての会費のほか、各司法書士会の会則に基づき、法人会員としての会費も負担することになる（会則23・24）。

従たる事務所は、1箇所について1会員とカウントされ、会費納入義務が生じる。

なお、清算中の司法書士法人については会費納入義務はない。

入会金については、一つの司法書士法人が、同一の司法書士会の区域内に従たる事務所を設置した場合、あるいは既に従たる事務所を設置している司法書士会の区域内に新たな従たる事務所を設置した場合には、既に会員として入会していることから、重複して入会金を負担する必要はない。

3 選挙権・被選挙権等

司法書士法人会員は、以下の選挙権・被選挙権を有せず、また、司法書士会の総会の議決権を有しない（会則28②・39・48⑫・70⑥・114②）。

- (1) 日司連の役員
- (2) 司法書士会の役員・支部役員
- (3) 日司連の総会代議員
- (4) 司法書士会の綱紀調査委員

上記以外については、自然人である司法書士と同様の権利・義務を有する。

第6 司法書士法人の解散・清算・合併

1 解散

(1) 司法書士法人は、次の事由により解散する（法44）。

- ① 定款で定める理由の発生
- ② 総社員の同意
- ③ 他の司法書士法人との合併
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 解散を命じる裁判の確定
- ⑥ 解散の懲戒処分
- ⑦ 社員の欠亡

(2) 解散の登記

司法書士法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の登記をしなければならない（組令7）。

2 清算

(1) 清算人の選任

司法書士法人は、解散しても清算終了に至るまでは清算の目的の範囲内で存続し、社員が清算事務を行うこととなる（法46③、会社645・649）。清算人は司法書士でなければならない（法44④）が、定款で清算人となる司法書士を定めておくことや、社員の過半数の同意をもって別に司法書士である清算人を選任することができる（法46③、会社647①二・三）。ただし、解散を命ずる判決、解散の懲戒処分及び社員の欠亡により解散した場合には、裁判所が利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する（法46③、会社647③）。

なお、定款で定める理由の発生又は総社員の同意により解散した場合には、任意清算の方法を採用することができ（法46③、会社668）、この場合、司法書士法人の財産の処分方法について、社員総会又は総社員の同意において定め、また、債権者保護手続を要することとなるが（法46③、会社670）、清算人の選任を要しない。

(2) 清算人の職務

清算人は、現務の終了（司法書士法人が解散時に受任している事件を完了させること等）、債権の取立てと債務の弁済及び残余財産の分配を職務とする（法46③、会社649）。司法書士法人を代表する清算人は、その職務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。なお、清算人の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（法46③、会社599④・⑤・655⑥）。

(3) 破産手続開始

司法書士法人について破産手続が開始されると、当該司法書士法人の財産を換価し、破産債権の性質に応じて債権者に弁済したうえで清算することになる。

法人の破産手続開始の原因は一般的には支払不能又は債務超過であるが、司法書士法人については、債務超過は破産原因とならず、支払不能のみとなる。これは、司法書士法人の社員が連帯して無限責任を負っていることから（法38）、破産法の適用については合名会社とみなされるためである（法46⑦、破産16②）。

ただし、清算中の司法書士法人が債務超過であることが判明したときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをする義務がある（法46③、会社656①）。

なお、破産管財人については、司法書士でなければならない旨の規定はない。

(4) 清算の結了

清算人は、その任務が終了したときは、遅滞なく計算をして各社員の承認を求めなければならない。各社員より1月以内に異議がなければ、清算人の職務の執行に不正の行

為がない限り、計算は承認されたものとみなされ、清算は終了する（法46条③、会社667）。

(5) 清算終了の登記

司法書士法人の清算が終了したときは、清算終了の日（任意清算の場合には財産の処分を完了した日）から、主たる事務所の所在地において2週間以内に、清算終了の登記をしなければならない（法31①、組令10）。

(6) 一人法人の解散と清算

一人法人においては社員が一人しか存しないため、死亡のほか、懲戒処分や会費未納によるみなし退会のため脱退（法43四）などによっても、社員が欠亡し解散することになる（法44①七）。この場合、裁判所が、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任することになるため（法46③、会社647③）、常に法定清算の方法による必要があるほか、利害関係人による申立てには裁判所への予納金が必要となる。

(7) 継続

① 清算人は、社員の死亡により社員が欠亡することとなった場合に限り、当該社員の相続人その他一般承継人の同意を得て、新たに社員を加入させて当該司法書士法人を継続させることができる（法44の2）。

② 令和元年改正法施行前において、司法書士法人の社員が一人になり、一人になった日から引き続き6か月間その社員が二人以上にならなかった場合に、その6か月を経過したときに解散した（令和元年改正法施行前法44②）司法書士法人は、令和元年改正法施行後その清算が終了するまでの間で、解散した後3年以内に限り、その社員が継続する旨を主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出ることにより、当該司法書士法人を継続させることができる（令和元年改正法附則2）。

3 合併

司法書士法人は、他の司法書士法人とのみ合併することができ（法45①）、吸収合併・新設合併いずれの方法も採用することができる。

(1) 合併の手続

司法書士法人の合併は、その組織に重大な変更を生ずることから、総社員の同意が要件となるのが原則である（法45①）。

一般的には、合併当事者である司法書士法人の間で合併条件が協議され、合併後の社員の出資割合・合併期日等の基礎的条件につき合併契約書を作成し、その内容について総社員が同意することになるものと考えられる。なお、新設合併であっても定款の認証の必要はない。

債権者は司法書士法人の合併に異議を述べることでできるとされていることから、合併する司法書士法人は、合併する旨、合併に異議があれば一定期間内（1か月を下ることはできない。）に申し出るべき旨等を官報に公告し、かつ、知れたる債権者に対しては各別に催告しなければならない。債権者から異議がなければ合併を承認したものとみなされ、異議があった場合は、合併をしても異議を述べた債権者を害するおそれがないときを除き、異議を述べた債権者に対して弁済をし、若しくは相当な担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当な額の財産を信託しなければならない（法45の2①・②・④・⑤）。なお、官報による公告とともに、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によって公告を行うときは、知れたる債権者に対する各別の催告をすることは要しないとされている（法45の2③）。

(2) 合併の効果

合併後存続する司法書士法人、又は合併により設立した司法書士法人は、合併により消滅するすべての司法書士法人の一切の権利義務を引き継ぐ。したがって、合併前の司法書士法人が締結していた業務の委任契約（報酬等の契約条件を含む。）のほか、使用人との間の雇用契約・事務所の賃貸借契約・金銭消費貸借契約に基づく債務等も当然に

合併法人に引き継がれる（法45④）。

(3) 合併の無効

合併の無効は、合併の日から6か月以内に、合併無効の訴えのみによって主張できる。訴えることのできる者は、合併の日における消滅した司法書士法人の社員・清算人・破産管財人・合併を承認しなかった債権者に限られる（法45の3、会社828①七・八、②七・八）。管轄裁判所は、被告となる司法書士法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所である（法45の3、会社835①）。

(4) 合併の効力発生時期

合併の効力は、合併後存続する司法書士法人、又は合併によって設立した司法書士法人の主たる事務所において登記することによって生じる（法45②）。

合併の登記は、合併に必要な手続が終了した日から、主たる事務所の所在地において2週間以内に、合併により設立した法人については設立の登記を、合併後存続する法人については変更の登記を、合併により消滅する法人については解散の登記をしなければならない（法31①、組令8）。

◎コラム【一人法人における社員の懲戒処分と法人の解散】

司法書士法人の増加に伴い、当該司法書士法人の解散の要件である「社員の欠亡」に該当するにもかかわらず、清算手続をとらない司法書士法人が散見されるようになった。特に多いのが、一人法人の社員が業務停止の懲戒処分を受けた場合である。そこで、この問題について検討したい。

司法書士法人の社員は司法書士会の会員である司法書士でなければならない（法28①・②三）が、①業務停止の期間を経過しない者（法47二）及び②司法書士法人が解散又は業務の全部の停止処分を受けた場合（法48①二・三）において、その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者で、処分の日から3年（業務の全部の停止の処分を受けた場合は、当該停止の期間）を経過しないものは、社員となることができずとされている（法28②一・二）。

そうすると、一人法人の社員が業務停止の懲戒処分を受けた場合には、たとえその処分が1週間の業務停止であったとしても、当該司法書士法人は解散することとなる。しかも、社員の欠亡を事由とする解散であるから、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権により、裁判所が清算人を選任することとなる（法46③、会社647③）。

そして、社員の欠亡により解散した司法書士法人の清算人が当該司法書士法人を継続することができるのは、欠亡の理由が社員の死亡である場合に限られる（法44の2）。

したがって、一人法人の社員が業務停止の懲戒処分を受けて解散に至った場合には、当該司法書士法人を継続させることはできないし、当然新たな事件を受任することもできない。

それにもかかわらず、業務停止期間の経過後に、清算手続をしないで業務を行っている司法書士法人がある。特に一人法人に多いが、このような場合、司法書士法第73条違反となる可能性が高いので、業務停止期間の経過後に新たな事件を受任する際は、法人ではなく個人として受任する等して、依頼者等が不利益を被らないような対応をする必要がある。また、司法書士会としても、当該法人の依頼者等を保護するため、特に一人法人の社員が業務停止の懲戒処分を受ける場合は、当該法人を放置することなく、注視し、指導していく必要がある。

4 司法書士会等への届出

(1) 解散の届出

司法書士法人は、他の司法書士法人との合併以外の事由により解散したときは、清算人（任意清算の場合には社員）が、その旨を主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に、解散の日から2週間以内に届け出なければならない（法44③）。

また、破産手続開始の決定を受けたときは、社員がその旨を届け出なければならない（会則15③）。

(2) 清算終了の届出

司法書士法人は、その清算の終了の時又は破産手続開始の決定を受けた時に、所属す

るすべての司法書士会を退会することになる（法58②）。

司法書士法人の清算が終了したときは、清算人（任意清算の場合には社員）は、清算終了の登記後、速やかに司法書士法人の主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出なければならない（法58③）。従たる事務所のみが会員となっている司法書士会に対しても、退会した旨の届出をしなければならない（会則15①）。

（3）継続の届出

① 一人法人の場合、社員の死亡により社員が欠亡したこととなり、法第44条の2の規定により当該社員の相続人その他一般承継人の同意を得て、新たに社員を加入させて当該司法書士法人を継続させる場合には、新たに加入した社員が、継続する旨を主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出なければならない（会則10③）。

② 令和元年改正法施行前の法第44条第2項の規定により解散した司法書士法人は、継続する旨を主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出ることにより、当該司法書士法人を継続させることができる（令和元年改正法附則2）。

（4）合併の届出

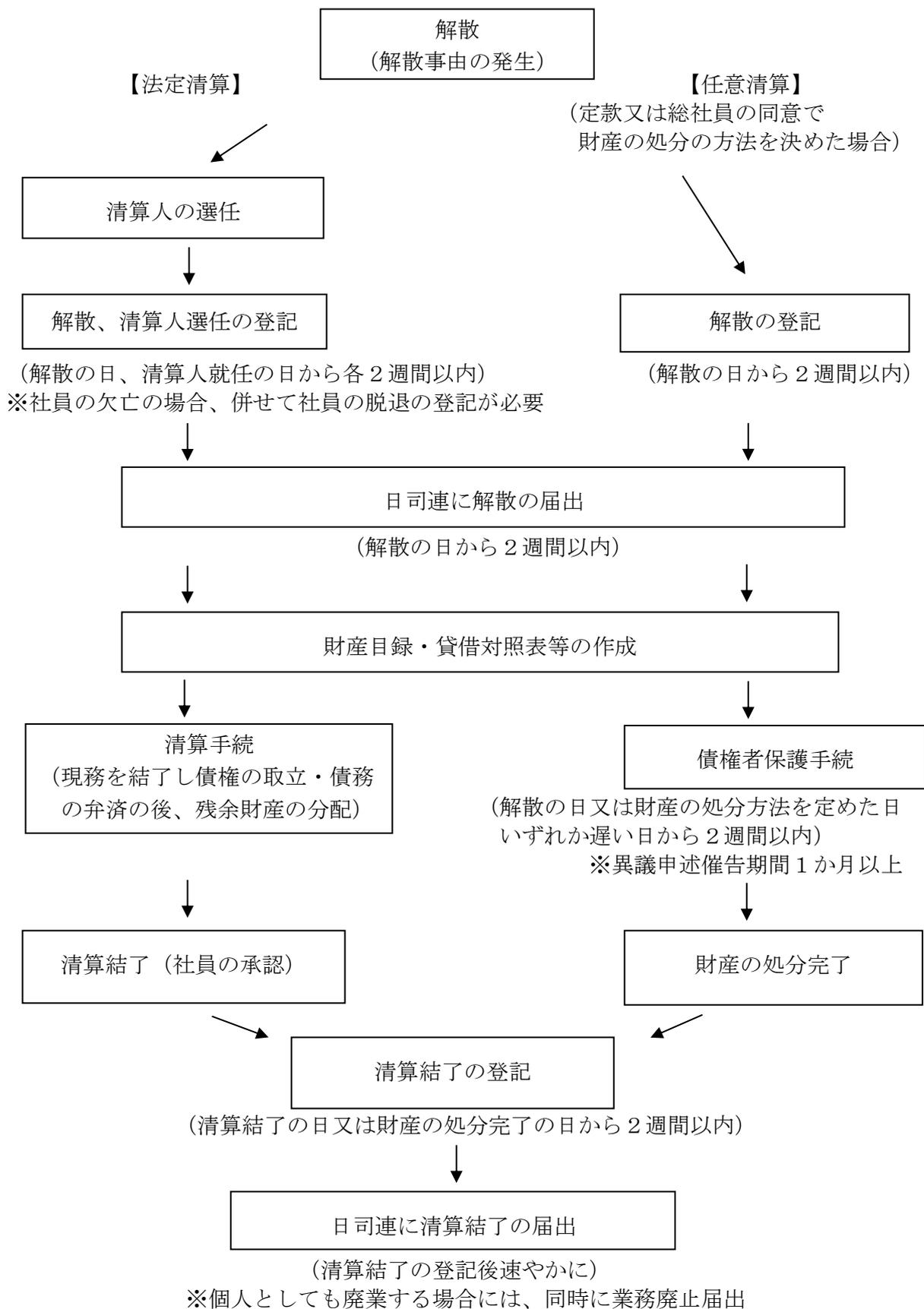
司法書士法人が合併したときは、その旨を合併後存続する司法書士法人、又は合併により設立した司法書士法人の主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に、合併の日から2週間以内に届け出なければならない（法45③）。

5 清算人等の競業の禁止

清算人には、競業の禁止規定の適用がない（法46③、会社651②のうち会社594条に係る部分が除外）。

司法書士法人の社員の競業の禁止を定めた法第42条と同趣旨の旧商法第74条の解釈において、会社解散後の社員は競業避止義務を負わないとされていたところ、会社法施行後もこの解釈に変更がないとされ、清算人でない社員にも清算人と同じく競業の禁止規定の適用がないと解される。

以上から、解散した司法書士法人の社員には、その司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、その司法書士法人との関係において競業の禁止規定の適用がないこととなる。したがって、その司法書士法人の社員は、自己又は第三者のために自己の名をもって自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる（平成26年7月29日日司連常発第42号参照）。



第7 司法書士法人の懲戒

1 懲戒の種類

司法書士法人が、法又は法に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士法人に対して、次の処分をすることができる（法48①）。

- (1) 戒告
- (2) 2年以内の業務の全部又は一部の停止
- (3) 解散

業務の一部停止には、次の3つがある。

- ① 法第3条第1項各号に規定する業務のうち、特定の業務の停止
- ② 複数の事務所を有する司法書士法人の場合に、特定の事務所の業務の停止
- ③ 複数の事務所を有する司法書士法人の場合に、特定の事務所の法第3条第1項各号の特定の業務の停止

さらに、法務大臣は、当該司法書士法人の社員又は使用人司法書士に対しても法第47条に基づく処分をすることができる。

2 懲戒処分が付された法人と清算終了

懲戒処分の手続に付された司法書士法人は、清算が終了した後であっても、懲戒手続の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお、存続するものとみなされる（法48②）。

第8 司法書士法人への罰則

1 司法書士法人の社員又は清算人についての過料

司法書士法人の社員又は清算人は、次のいずれかに該当するときは30万円以下の過料に処せられる（法83）。

- (1) 法の規定に基づく政令に違反して登記を怠ったとき。
- (2) 合併の公告若しくは知れたる債権者に対する催告をせず、又は合併に異議を述べた債権者に対し弁済等の措置（法45の2②・⑤）をとらずに合併したとき。
- (3) 合併に際し、催告に代えて電子公告を行った司法書士法人が、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務大臣の登録を受けた調査機関に対して、調査を行うことを求めるべきである（法45の2⑥、会社941）にもかかわらず、その調査を求めなかったとき。
- (4) 定款又は法務省令で定める会計帳簿、貸借対照表又は計算書類（法46②、会社615①、617①・②）に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- (5) 当該司法書士法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかとなり破産申立てすべきである（法46③、会社656①）にもかかわらず、清算人がこれに反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (6) 清算中の司法書士法人は、債務の弁済をした後でなければ、その財産を社員に分配することができない（法46③、会社664）にもかかわらず、これに反して財産を分配したとき。
- (7) 司法書士法人が定めた任意清算の財産の処分方法についての公告若しくは知れたる債権者に対する催告をせず、又は異議を述べた債権者に対して弁済等の措置（法46③、会社670②・⑤）をとらずに財産を処分したとき。

2 両罰規定

司法書士法人は、次の場合は100万円以下の罰金に処せられる（法80）。

- (1) 司法書士法人の社員又は使用人司法書士が、正当な事由なく、業務の依頼（簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。）を拒んだとき。この場合は、当該社員又は使用人司法書士も100万円以下の罰金に処せられる（法21・75②）。
- (2) 司法書士法人が司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いたとき（法79一）。

第9 参考資料

参考資料1 司法書士法人Q & A

1 司法書士法人の設立・変更の届出

Q 1 司法書士法人の設立の流れはどのようになるのですか。	A 1 司法書士法人の設立の主な流れは、法人の社員となる資格証明書の取得→定款の作成→公証人の認証→設立の登記→所属司法書士会への届出となります。
Q 2 司法書士法人の社員となる資格証明書の申請方法について教えてください。	A 2 付録登第44号、第45号様式を利用して、所属する司法書士会を經由して申請してください。連名での申請には第44号様式に加えて第46号様式を利用してください。なお、代理人からの請求や郵送による請求もできます。
Q 3 司法書士会への届出には、どのような書類の提出が必要なのですか。	A 3 従たる事務所の設置状況などにより異なります。付録様式の注意書き等を参考にしてください。
Q 4 司法書士法人に関する届出は、誰が行うのですか。また、成立届の届出期間は決まっていますか。	A 4 届出は、代表権のある社員が行ってください。成立届の届出期間は、法人成立の日から2週間以内となっています。
Q 5 設立と同時に、主たる事務所所在地とは異なる司法書士会内に従たる事務所を設置し、その従たる事務所に常駐する社員となるために司法書士個人の登録を変更したいのですが、この登録の変更はどの時点で行えばよいのでしょうか。	A 5 従たる事務所に常駐する社員個人の司法書士名簿に登録された事務所所在地が従たる事務所所在地と異なる場合には、従たる事務所所在地の司法書士会への法人入会の届出に先行して（又は同時に）、司法書士個人の登録の変更を行ってください。なお、司法書士個人の登録の変更を法人入会の届出に先行して（又は同時に）済ませておかないと、法人入会の届出の後に別途法人届出事項変更届の提出をする必要があります。
Q 6 既に存在する司法書士法人と同一名称の司法書士法人を設立することはできますか。	A 6 できます。 ただし、同一司法書士会内の名称使用制限に注意してください。また、不正競争防止法、商標法その他の法令に抵触する場合に

	は、損害賠償請求を受けるおそれ等がありますので、既に存在する司法書士法人と同一名称や類似名称を使用する場合には、十分注意してください。
<p>Q 7 「司法書士法人〇〇事務所」という名称の司法書士法人と同じ所在地において、当該法人の社員・使用人ではない司法書士会員が、当該法人と同じ「司法書士〇〇事務所」という事務所名称の届出をすることができますか。</p>	<p>A 7 できます。 ただし、同一司法書士会内の名称使用制限等に注意してください。なお、司法書士法人ではない会員は、事務所名称に「司法書士法人」の文字（単語）を使用することはできません。</p>
<p>Q 8 「司法書士〇〇法人」という名称の司法書士法人を設立することはできますか。</p>	<p>A 8 できません。 司法書士法人の名称には「司法書士法人」という文字（単語）を使用しなければなりません。なお、「〇〇司法書士法人」、「司法書士法人〇〇」、「〇〇司法書士法人△△」など「司法書士法人」という文字の位置は自由に定めることができます。</p>
<p>Q 9 「司法書士法人〇〇司法書士事務所」という名称の司法書士法人を設立することはできますか。</p>	<p>A 9 できません。 「司法書士」という文字は個人の司法書士を指す表記なので、個人の司法書士ではない司法書士法人がその名称中に「司法書士」という文字を使用することは禁止されています。</p>
<p>Q 10 司法書士法人の目的の定め方には、何か決まりがありますか。</p>	<p>A 10 司法書士法人は、司法書士業務を行うために設立される法人ですから、少なくとも、法第3条第1項第1号から第5号までに規定された業務を目的とするものでなくてはなりません。 また、法第3条第6号から第8号までに規定された業務及び同法第29条に規定された業務（規則31条業務）を行うには、その旨を定款に定める必要があります。 なお、司法書士法及び司法書士法施行規則において定める業務範囲を超えて目的を定めることはできません。</p>

<p>Q 1 1 特定社員がいない司法書士法人が、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを定款の目的に定めることができますか。</p>	<p>A 1 1 できます。 ただし、特定社員がいるようになるまでは、当該法人が簡裁訴訟代理等関係業務を受任することはできません。</p>
<p>Q 1 2 司法書士法人設立後の変更届出の添付書類に定款写しとありますが、定款全文の写しが必要でしょうか。</p>	<p>A 1 2 そのとおりです。 変更後の定款全文の写しを添付してください。</p>
<p>Q 1 3 同一司法書士会内に複数の事務所がある場合、従たる事務所に常駐する社員の登録事項に変更があった場合、届出はどの事務所から提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>A 1 3 同一司法書士会内に主たる事務所がある場合は、主たる事務所から届け出てください。従たる事務所のみが複数ある場合は、登録事項に変更があった社員が常駐している事務所から届け出てください。</p>
<p>Q 1 4 司法書士法人の設立後に従たる事務所の設置と社員の加入を行い、法人届出事項変更届を提出する前に、さらに主たる事務所を管轄外に移転しました。そのため、最新の履歴事項証明書には、従たる事務所の設置が登記された日や社員の加入の登記がされた日の記載がありませんが、この履歴事項証明書を法人届出事項変更届の添付書類として使うことはできますか。</p>	<p>A 1 4 できません。 法人届出事項変更届には、従たる事務所の設置の登記がされた日や社員の加入の登記がされたことがわかる従前の主たる事務所所在地についての閉鎖事項全部証明書及び最新の履歴事項全部証明書を添付してください。</p>
<p>Q 1 5 司法書士個人には、登録事項証明書が発行されますが、司法書士法人についても登録事項証明書が発行されますか。</p>	<p>A 1 5 司法書士法人に登録事項証明書が発行されることはありません。司法書士法人の場合については、法務局において発行される登記事項証明書がこれに該当します。</p>
<p>Q 1 6 司法書士法人の届出事項に変更があった場合、どの様式を使用したらよいのかよくわかりません。主たる事務所が届け出る場合と従たる事務所が届け出る場合の違いを教えてください。</p>	<p>A 1 6 参考資料2「司法書士法人届出に関する一覧表」をご覧ください。</p>

2 司法書士法人の社員

<p>Q 1 7 司法書士法人の社員が個人の司法書士電子証明書を取得できますか。</p>	<p>A 1 7 できます。 司法書士法人の社員であっても、司法書士会会員であることに変わりはありませんから、個人の司法書士電子証明書を取得することができます。</p>
<p>Q 1 8 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が、特定社員ではない社員を代表社員とすることはできますか。</p>	<p>A 1 8 できます。 ただし、簡裁訴訟代理等関係業務については特定社員のみが法人を代表します。 なお、電子証明書の取得制限があります（Q 3 7 参照）。</p>
<p>Q 1 9 司法書士法人の代表社員が株式会社や一般法人の役員になることについて、法律上の制限はありますか。</p>	<p>A 1 9 ありません。</p>
<p>Q 2 0 司法書士法人が破産手続開始の決定を受けた場合、社員の責任に影響がありますか。</p>	<p>A 2 0 司法書士法人が破産手続開始の決定を受けた場合でも、社員の責任に影響はありません。</p>
<p>Q 2 1 司法書士法人の社員である司法書士が死亡した場合に、その社員としての地位は相続の対象になりますか。</p>	<p>A 2 1 社員である地位自体は、相続の対象とはなりません。ただし、司法書士法人に出資した持分は、出資の種類にかかわらず、持分払戻請求権として相続の対象になります。</p>
<p>Q 2 2 司法書士法人設立後は、司法書士個人名で事件の受託をすることはできないのですか。</p>	<p>A 2 2 司法書士法人の社員は、法人との競業が禁止されていますから、法人の目的の範囲内の業務をすることはできません。このことは、他の社員の承諾があっても同様です（法 4 2）。</p>
<p>Q 2 3 司法書士法人の社員が司法書士法人設立前に受託していた事件については、そのまま当該社員が個人で受任を継続してもよいですか。</p>	<p>A 2 3 競業の禁止の規定はすべての事件が対象ですから、設立する司法書士法人の目的の範囲内の業務を個人で継続することはできません。個人として締結等をしていた委任契約を解除等のうえ、法人として再度委任契約の締結等をしてから、法人として業務を行ってください。 ただし、任意後見については例外的な取扱いがあります（1 8 頁参照）。</p>

<p>Q 2 4 司法書士法人の社員が当該法人設立前に成年後見人に就任している場合に、定款の目的に「・・・業務（成年後見人等の業務にあつては、本法人設立日以降の裁判所の選任によるものに限る。）」と記載することで、法人設立後も当該後見業務を継続して行うことができますか。</p>	<p>A 2 4 法人との競業にあたりますので、後見業務を継続することはできません。家庭裁判所に成年後見人の辞任及び選任の申立てを行ってください。 ただし、任意後見については例外的な取扱いがあります（18頁参照）。</p>
<p>Q 2 5 司法書士法人の社員が当該法人設立前に遺言執行者に指定又は選任されている場合に、定款の目的に「・・・業務（遺言執行者の業務にあつては、本法人設立日以降に作成された遺言書によるものに限る。）」と記載することで、法人設立後に当該遺言執行者の業務を個人として行うことができますか。</p>	<p>A 2 5 法人との競業にあたりますので、遺言執行者の業務を行うことはできません。家庭裁判所に遺言執行者の選任又は再選任（変更）の申立てを行ってください。 遺言執行者に関しては、任意後見のような例外はありません。</p>
<p>Q 2 6 解散した司法書士法人の清算人は、司法書士個人として業務を行うことができますか。また、他の司法書士法人の社員になることができますか。</p>	<p>A 2 6 解散した司法書士法人の清算人には、競業の禁止規定は適用されないことから、司法書士個人として業務を行うことができます。また、他の司法書士法人の社員になることができると考えられます。</p>
<p>Q 2 7 解散した司法書士法人の清算人以外の社員は、司法書士個人として業務を行うことができますか。また、他の司法書士法人の社員になることができますか。</p>	<p>A 2 7 解散した司法書士法人の社員には、当該司法書士法人の清算人に就任したか否かにかかわらず、競業の禁止規定は適用されないことから、司法書士個人として業務を行うことができます。また、他の司法書士法人の社員になることができると考えられます。</p>
<p>Q 2 8 司法書士法人に加入する社員は、いつから法人の社員として業務を行うことができますか。また、法人を脱退する社員はいつから個人の司法書士として業務を行うことになりますか。</p>	<p>A 2 8 新たに法人に加入する社員は、加入について総社員の同意があった時から法人の社員として業務を行うことになります。また、法人を脱退する社員は、脱退の日から個人の司法書士として業務を行うことができます。</p>
<p>Q 2 9 社員が脱退した場合の届出には、どのような書類等が必要ですか。</p>	<p>A 2 9 以下の書類等が必要です。 ① 届出事項変更届出書 ② 登記事項証明書 ③ 手数料</p>

	④ 変更後の定款の写し
Q 3 0 司法書士法人の社員 2 人のうち、1 人が脱退して社員が 1 人になった場合はどうなるのですか。	A 3 0 社員が 1 人でも問題ありません。令和元年改正法により、社員が 1 人のいわゆる「一人法人」が許容されました。

3 司法書士法人の業務

<p>Q 3 1 司法書士法人の設立登記申請後、登記が完了するまでは、法人として業務を行うことはできないのでしょうか。</p>	<p>A 3 1 司法書士法人が成立していれば業務を行うことはできます。ただし、登記申請など司法書士法人の会社法人等番号を提供する場合や登記事項証明書を添付する場合には注意が必要です。</p>
<p>Q 3 2 司法書士法人の業務に遺言執行者としての遺言執行事務は含まれますか。</p>	<p>A 3 2 司法書士法人が遺言執行事者として遺言執行事務を行うには、規則31条に定める業務として、その旨を定款に定める必要があります。つまり、定款に定めがある場合に限り、遺言執行者としての業務を行うことができます。</p>
<p>Q 3 3 司法書士法人が業として株式会社等に出資することができますか。</p>	<p>A 3 3 できません。 司法書士法人の定款で定めることができる業務範囲は、法及び規則において定まっていますので、その範囲を超えて業務を行うことはできません。</p>
<p>Q 3 4 A 司法書士会内に主たる事務所があり、B 司法書士会内に従たる事務所を置く場合、主たる事務所に常駐する社員が、従たる事務所で業務に従事することはできますか。</p>	<p>A 3 4 原則としてできません。 ただし、「常駐」とは、当該事務所における執務が常態となっていることを意味すると解されていることから、臨時的な業務であれば従事することができるものと考えられます。</p>
<p>Q 3 5 司法書士法人における登記申請書や訴状等にする代理人等の記載は、どのようにすればよいですか。</p>	<p>A 3 5 以下はあくまで参考例ですので、状況に応じて工夫してください。</p> <p>①主たる事務所又は代表社員のいない従たる事務所で申請する場合 「○市○町○丁目○番○号 司法書士法人 ○○○ (代表) 社員 ○○○○ 」</p> <p>②代表者が常駐する従たる事務所で申請する場合 「(主たる事務所) ○市○町○丁目○番○号 (従たる事務所) △市△町△丁目△番△号 司法書士法人 ○○○</p>

	<p>(代表) 社員 ○○○○ 」 (従たる事務所に常駐する代表社員名)</p> <p>③簡裁訴訟代理等関係業務の場合 「〒○○○-○○○○ ○市○町○丁目○番○号 (送達場所) 司法書士法人 ○○○ 上記訴訟代理人司法書士 ○○○○ 」</p> <p>④簡裁訴訟代理等関係業務の委任契約書等の場合 「主たる事務所 ○市○町○丁目○番○号 (従たる事務所 △市△町△丁目△番△号) 司法書士法人 ○○○ (代表) 特定社員 ○○○○ 」</p>
<p>Q 3 6 司法書士法人の電子証明書の発行手続は、どのようにするのですか。</p>	<p>A 3 6 司法書士法人の電子証明書の発行手続は、主たる事務所所在地の管轄法務局で行います。また、申請用総合ソフト等を利用してオンラインで行うこともできます。</p>
<p>Q 3 7 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人で、特定社員ではない代表社員が当該法人の電子証明書を取得することはできますか。</p>	<p>A 3 7 できません。 代表権が制限されている場合は、電子証明書は交付されないことになっています。代表社員が特定社員ではない場合は、代表権が一部制限されていることとなるため取得できません。</p>
<p>Q 3 8 司法書士法人が本人確認情報を添付して登記申請を行う場合、本人確認情報に添付する印鑑の証明書は法人の印鑑証明書ですか。</p>	<p>A 3 8 そのとおりです。 ただし、次の点に注意が必要です。</p> <p>① 代表社員が本人確認をした場合は、法人の印鑑証明書だけで足りません。</p> <p>② 代表社員以外の社員が本人確認を行った場合には、本人確認情報に当該社員の職印を押印して職印証明書を添付するとともに、代表社員の記名押印と法人の印鑑証明書を添付します。</p> <p>③ 使用人司法書士が本人確認を行った場合には、当該司法書士が本人確認記録を作成し、記名押印して職印証明書を添付するとともに、代表社員が、当該司法書士が当該司法書士法人の使用人であることを証する情報を作成してこれに記名押印して法人の印鑑証明書を添付します(登記研究 6 9 7 号質疑応答 7 8 2 5 参照)。</p>

	つまり、当該代表者が本人確認を行ったものと同視できる方法によれば良いものと考えられます。
Q 3 9 規則第 2 8 条の職印とはどの印を指すのですか。	A 3 9 司法書士会へ届出をした職印です。
Q 4 0 司法書士法人が司法書士会に届け出る職印は何に使用するのですか。	A 4 0 領収証、所属司法書士会や日司連に提出する書類（業務報告書、特定事件報告書その他各種届出書など）等に使用します。なお、司法書士法人の社員や使用人司法書士も、個人としての業務報告書や特定事件報告書の提出が必要であり、この場合は個人の職印を押印します。
Q 4 1 司法書士法人の職印は、法務局に届け出る印鑑と異なってもよいでしょうか。	A 4 1 異なってもかまいません。 法務局への届出印（実印）と職印とを同一にすることは求められていません。
Q 4 2 代表社員が常駐しない従たる事務所でも職印の届出ができますか。	A 4 2 できます。 従たる事務所を含め、すべての事務所で職印を届け出ることができます。 なお、会則基準では、届け出る職印は、社員が何名常駐していても、事務所毎に一つだけとされています。
Q 4 3 代表社員が常駐しない従たる事務所において領収証等に押印する職印は、主たる事務所において押印するものと異なってもよいでしょうか。	A 4 3 異なってもかまいません。 従たる事務所が所属する司法書士会に届け出たものを法人の職印の押印が求められている書類（領収証等）に押印してください。
Q 4 4 登記識別情報の窓口受領について、申請情報に申請代理人の代表者として顕名した社員以外の社員や使用人司法書士が受領に行く場合、特定事務指示書で受領できますか。	A 4 4 特定事務指示書は補助者に対する書面ですので、受領できません。この場合は、それぞれ以下のものが必要となります。 ① 他の社員が受領する場合は、登記事項証明書 ② 使用人司法書士が受領する場合は、登記事項証明書及び法人から使用人司法書士個人への委任状
Q 4 5 司法書士法人の使用人司法書士が、その法	A 4 5 できます。

<p>人の登記申請にかかる本人確認情報を作成することができますか。</p>	<p>Q 3 8 参照</p>
<p>Q 4 6 司法書士法人の使用人司法書士は、自己又は第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできますか。</p>	<p>A 4 6 できます。 ただし、雇用契約により禁止されることがあります。</p>
<p>Q 4 7 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書について、代表社員、代表権のない社員、使用人である司法書士が請求する場合、それぞれ請求者の欄はどのように記載したらいいですか。</p>	<p>A 4 7 「司法書士のための戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求の手引き」（第3版においては32頁以下）を確認してください。</p>
<p>Q 4 8 法人の社員は、法人が受任した事件を処理するため、当該法人の職務上請求書（1号様式）を社員個人の名（資格）で使用することができますか。</p>	<p>A 4 8 できません。 司法書士法人が受任した事件は、当該法人の社員は、当該法人の社員としての業務執行権に基づいて業務を行うこととなります。 したがって、法人の職務上請求書は、当該法人の名において使用するものであり、その社員が当該法人の受任した業務を遂行する場合であっても、社員個人の名（資格）で使用することはできません。</p>
<p>Q 4 9 個人の司法書士が司法書士法人を設立した場合又は個人の司法書士が司法書士法人に加入した場合には、個人として使用していた戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書は、当該法人が受任した事件について使用できますか。</p>	<p>A 4 9 できません。 司法書士法人の設立後の社員は、次に掲げる業務を行う場合を除き、個人として交付を受けた職務上等請求書を使用することはできませんので、司法書士法人が別途司法書士会から交付を受けたものを使用してください。 ① 簡裁訴訟代理等関係業務のうち法第3条第1項第6号に規定するもの ② 規則31条業務のうち、司法書士法人の定款で定めた目的に含まれないものであって、個人で受任したもの</p>
<p>Q 5 0 依頼者に交付する領収証について、司法書士個人の場合は非課税文書ですが、法人の場合は課税文書となりますか。</p>	<p>A 5 0 印紙税法第5条別表1の17により、課税文書となります。なお、受領金額（登録免許税等の預り金も含む）が5万円未満の場合は非課税となっています。</p>

4 司法書士法人の会員としての権利義務・補助者

<p>Q 5 1 主たる事務所に常駐している社員や使用人司法書士の氏名を、従たる事務所に表示することに問題はありますか。</p>	<p>A 5 1 会則基準では、その事務所に所属していない司法書士名を表記してならないこととなっています。ただし、同一法人に所属する社員のことですので、当該法人の社員であること及び他の事務所に常駐していることを明示すれば、表示すること自体はできると考えます。</p>
<p>Q 5 2 A司法書士会内に主たる事務所があり、B司法書士会内に従たる事務所を置く場合、従たる事務所に勤務する補助者は、B司法書士会に届け出ればよいのでしょうか。</p>	<p>A 5 2 B司法書士会に補助者届を提出してください。</p>
<p>Q 5 3 社員が司法書士法人設立前に単独又は共同で雇用していた補助者を設立する司法書士法人で継続して雇用する場合、どのような手続が必要ですか。</p>	<p>A 5 3 社員が司法書士法人設立前に単独又は共同で雇用していた補助者について解職届を提出し、あらためて法人での使用届を提出してください。 ただし、使用状況等や司法書士会によって取扱いが異なる場合等がありますので、所属する司法書士会に確認してください。</p>
<p>Q 5 4 同一司法書士会内に主たる事務所と従たる事務所とがある司法書士法人が、両方の事務所で1人の補助者を使用することはできますか。できる場合は、主たる事務所と従たる事務所それぞれから使用届を提出するのでしょうか。</p>	<p>A 5 4 主たる事務所と従たる事務所とで同じ者を補助者として雇用することは差し支えありません。 同一司法書士会内に主たる事務所と従たる事務所とがある法人の場合は、使用届は主たる事務所から提出してください。 ただし、司法書士会によって取扱いが異なる場合がありますので、所属する司法書士会に確認してください。</p>

5 司法書士法人の解散・清算・合併

<p>Q 5 5 司法書士法人を一定の期間、休眠又は休業させておくことはできますか。</p>	<p>A 5 5 休眠や休業の制度はありません。</p>
<p>Q 5 6 司法書士法人が合併以外の事由により解散した場合に、その法人が解散の届出を行わない場合はどうなりますか。</p>	<p>A 5 6 法第44条第3項違反になりますので、注意勧告や懲戒の対象になることも考えられます。</p>
<p>Q 5 7 同一司法書士会内に複数の事務所があり、清算終了した場合、退会届（清算終了届）は主たる事務所から提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>A 5 7 そのとおりです。 主たる事務所から届け出てください。</p>
<p>Q 5 8 令和元年改正法施行前において、社員が1人となったことを理由とする法人解散後の清算の期間中に、法人を継続させることはできますか。</p>	<p>A 5 8 当該法人の清算が終了するまでの間で、解散した後3年以内に限り、その社員が当該法人を継続する旨をその主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出ることにより、当該司法書士法人を継続することができます。</p>
<p>Q 5 9 司法書士法人が解散した場合、司法書士会の会費納入義務はありますか。</p>	<p>Q 5 9 ありません。</p>

6 司法書士法人の懲戒

<p>Q 6 0 社員が業務停止処分を受けた場合に、司法書士法人がとるべき手続はありますか。</p>	<p>A 6 0 社員としての資格を失うので、資格喪失による脱退の登記が必要です。 なお、一人法人の場合には、社員が業務停止処分を受けることにより、社員の欠亡に該当することとなるため、解散することとなります（Q 6 1 以下参照）。</p>
---	---

7 一人法人特有の問題

<p>Q 6 1 社員が1人の司法書士法人を設立することはできますか。</p>	<p>A 6 1 できます。</p>
<p>Q 6 2 社員が1人の司法書士法人において、その社員が死亡等により脱退した結果、社員が欠亡した場合には、誰が清算人となりますか。</p>	<p>A 6 2 利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権により、裁判所が清算人を選任することになります。</p>
<p>Q 6 3 社員の欠亡に備えて、清算人を定款で定めておくことはできますか。</p>	<p>A 6 3 できません。社員の欠亡により解散した場合には、裁判所により清算人が選任されることになるので、注意が必要です。</p>
<p>Q 6 4 社員が1人の司法書士法人において、社員の死亡により社員が欠亡した場合には、その司法書士法人を継続させることはできますか。</p>	<p>A 6 4 死亡によって社員が欠けた場合に限り、清算人は、当該社員の相続人その他一般承継人の同意を得て新たに社員を加入させて当該司法書士法人を継続することができます。</p>
<p>Q 6 5 社員が1人の司法書士法人において、社員が業務停止の懲戒処分を受けた場合、当該期間経過後に、その司法書士法人が新たな業務を受任し、司法書士法人を継続することはできますか。</p>	<p>A 6 5 できません。この場合には、社員の業務停止によって社員が欠亡した場合に該当するため、当該司法書士法人は解散します。解散事由が死亡によって社員が欠けた場合（Q 6 4）ではないので、業務停止の期間経過後にその司法書士法人が新たに業務を受任したり、司法書士法人を継続したりすることはできません。</p>
<p>Q 6 6 社員の欠亡には、死亡以外にどのような事由がありますか。</p>	<p>A 6 6 死亡のほかに、懲戒処分や会費未納によるみなし退会のための脱退等があります。</p>

<p>Q 6 7 令和元年改正法施行前において、司法書士法人の社員が 1 人になったまま 6 か月を経過したため解散した法人を継続することはできますか。</p>	<p>A 6 7 当該法人の清算が終了するまでの間で、解散した後 3 年以内に限り、その社員が当該法人を継続する旨をその主たる事務所の所在地の司法書士会及び日司連に届け出ることにより、当該司法書士法人を継続することができます。</p>
<p>Q 6 8 社員が 1 人の司法書士法人において、その社員が司法書士を廃業する場合には、日司連への廃業届は、いつ提出すればよいですか。</p>	<p>A 6 8 司法書士法人の清算終了の届出の後に、個人としての司法書士の廃業届を提出します。</p>

参考資料２ 司法書士法人届出に関する一覧表

◎法人成立（合併による設立を含む）

- 主たる事務所：司法書士法人成立届（付録法第 1 号様式）
司法書士法人入会届（付録法第 1 2 号様式）
司法書士法人会員名簿（付録法第 1 6 号様式） 2 通
- 従たる事務所：司法書士法人入会届（付録法第 1 3 号様式） 2 通
司法書士法人会員名簿（付録法第 1 7 号様式） 2 通

◎定款変更

- 主たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式） 2 通

◎法人名簿の記載事項変更

- 主たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式） 2 通
- 従たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 3 号様式） 2 通

* 社員及び使用人である司法書士の登録事項の変更は、所属する司法書士会へ登録事項変更届出書（付録登第 5 号様式）を提出する。

◎主たる事務所の移転

- 新たに所属する司法書士会：主たる事務所移転届（付録法第 1 0 号様式）
司法書士法人入会届（付録法第 1 2 号様式） 2 通
司法書士法人会員名簿（付録法第 1 6 号様式） 2 通
- 退会する司法書士会：司法書士法人退会届（付録法第 1 4 号様式） 2 通
- 従たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 3 号様式） 2 通

* 従たる事務所の所属する司法書士会に主たる事務所を移転した場合は、司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式） 2 通を提出する。

◎従たる事務所の移転

- 新たに所属する司法書士会：司法書士法人入会届（付録法第 1 3 号様式） 2 通
従たる事務所移転届（付録法第 1 1 号様式）
司法書士法人会員名簿（付録法第 1 7 号様式） 2 通
- 退会する司法書士会：司法書士法人退会届（付録法第 1 5 号様式） 2 通
- 主たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式）
- 他の従たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 3 号様式）

* 主たる事務所又は他の従たる事務所の所属司法書士会に事務所を移転した場合は、司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式又は同 3 号様式） 2 通を提出する。

◎従たる事務所の設置

- 新たに所属する司法書士会：司法書士法人入会届（付録法第 1 3 号様式） 2 通
司法書士法人会員名簿（付録法第 1 7 号様式） 2 通
司法書士法人届出事項変更届（付録法第 3 号様式）
- 主たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 2 号様式）
- 他の従たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第 3 号様式）

◎解散

主たる事務所：司法書士法人解散届（付録法第4号様式）2通

従たる事務所：司法書士法人解散届（付録法第5号様式）2通

◎合併

主たる事務所：司法書士法人合併届（付録法第6号様式）2通

従たる事務所：司法書士法人合併届（付録法第7号様式）2通

◎清算終了

主たる事務所：清算終了届（付録法第8号様式）2通

従たる事務所：清算終了届（付録法第9号様式）2通

◎従たる事務所の廃止（主たる事務所が他の司法書士会にある場合）

主たる事務所：司法書士法人届出事項変更届（付録法第2号様式）2通

従たる事務所：退会届（付録法第15号様式）2通